

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二図書情報館の項の次に次のように加える。

外国人観光客交流館	館長
-----------	----

附 則

この規則は、平成二十七年七月十七日から施行する。